

ご挨拶

上海では猛暑日が続いておりますが、皆様にはますますご健勝の事とお喜び申し上げます。いつも一方ならぬお力添えにあずかり、誠にありがとうございます。

今回の「AQUA Mirai Report Vol.7」では、この7月1日より施行されました「中华人民共和国出境入境管理法」（以下、出入国管理法という）について紹介させていただきます。この出入国管理法では、近年増加する不法滞在者や不法就労者の取締りを強化するため制定されました。駐在員方々のなかには、上海の住居を変更される方も多く見受けられます。出入国管理法では、住所変更などがあった場合は10日以内に居留許可証変更が必須と明文化されておりますので、その際は弊社までご相談いただければ幸いです。

新「中华人民共和国出境入境管理法」の施行について

(2012年6月30日 公布、2013年7月1日 施行)

キーポイント

- 居留許可申請時の指紋採取
- 不法就労の範囲の明文化、罰則の厳罰化
- 居留許可証変更違反の厳罰化（住所変更などの速やかな申請が必要）
- パスポート常時携帯の明文化

背景

中国経済の急速な発展に伴い、外国人入国者は2011年には2711万人まで増加。その内、外国人就労者（特殊技能無しの単純労働者）は、2000年の7万4千人から2011年の22万人に激増しました。2011年に中国全国の公安機関が取り締まった不法入国、不法滞在及び不法就労の外国人は延べ2万人。その多くは近隣諸国から留学、商用などの目的で入国し、外国語教育、芸能活動、家政婦などの職に不法就労している現状が挙げられます。不法滞在者などの違法犯罪行為も問題となっていることから、出入国管理法の制定がなされました。

外国人に関わる条文詳細は以下の通り・・・

査証 (16条、19条)

査証は外交査証、礼遇査証、公務査証、普通査証の4種類がある。仕事、留学、親族訪問、旅行、商用、人材登録などの目的で入国する場合はそれぞれの類別の普通査証を発給する。新たに人材登録の目的を加えた。

また、査証申請時に提出する招請状について、発行する会社或いは個人は、招請状の真実性の責任を負わなければならない。

居留許可 (30条)

居留許可の種類を就労類居留許可と非就労類居留許可に分かれている。就労類居留許可の在留期間は90日以上5年以内、非就労類居留許可の場合は180日以上5年以内である。

指紋等生体識別情報の保存義務が定められたので、今後新たに居留許可を申請する際には指紋の採取を行わなければならない。

パスポートの携行 (38条)

満16歳以上の外国人は中国滞在中のパスポート携行義務があると規定された。

不法就労及び罰則 (43条、62条、80条)

不法就労の範囲を下記のとおりに定義した。

- ① 就労許可及び在留許可証が未取得で就労している場合
- ② 就労許可の範囲を超えて就労している場合
- ③ 留学生に許可されたアルバイトの範囲を超えている場合

また、不法就労についての罰則（罰金、拘留、再入国禁止）を明確化。不法就労の処罰対象は、就労した本人だけではなく、不法就労を仲介した者、不法就労者を雇用した者にも含まれている。

不法就労本人 ⇒ 「5,000元以上20,000元以下の罰金を科す。情状重大な場合は、5日以上15日以下の拘留とし、併せて5,000元以上20,000元以下の罰金を科す。」

採用した企業 ⇒ 「不法で採用した1人につき10,000元、総額10万元を超えない罰金を科す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。」

※注意点

- ① 就労許可及び就労ビザを取得しても、許可を得ず職場を変更して仕事した場合には、不法就労となる。
- ② 名前、住所、パスポート番号、雇用先などが変更した場合、変更した日から10日以内変更登録の手続きをしなければならない(33条)。変更登録が行わなかった場合は警告及び2000元以下の罰金を罰する(76条)。

再入国禁止 (81条)

不法滞在或いは中国の法律法規を違反し強制退去となった場合、最長10年中国に入国禁止と明文化。

この他にもご質問・ご意見等ございましたら、お気軽にご連絡下さい。

Issued By

株式会社アクアビジネスコンサルティング (作成者：程鵬 編集：小笠原翔大)

上海市南京東路 409-459 号 置地広場 1318 室 200001

唯来企業管理諮詢(上海)有限公司 (作成者：関一則)

200120 上海市浦東新区銀城中路 68 号 時代金融中心 22 楼 2218 室